

◎配食サービス事業 委託条件

- ① 原則として365日定期的に利用者の希望する曜日に、昼食・夕食が配達できること
- ② 調理から2時間以内に、保温容器を使用する等適温の食事を提供すること
(6品目程度収納できる容器を使用すること)
(容器は配達されたその日又は翌日に回収すること)
- ③ 配達の際、食事は手渡しとし、心身の状態に応じた対応をすると同時に安否確認を行うこと
(緊急時には救急通報を行い、高齢福祉課に報告すること)
- ④ 可能な範囲で高齢者にあった食形態に対応できること
(主食：ご飯・おかゆ)(副食：普通食・きざみ食)
- ⑤ 衛生的で高齢者に合ったバランスの良い食事の提供をすること
また、必要に応じて高齢福祉課の管理栄養士の指導を受けること
(1週間の献立表を前の週の金曜日までに利用者及び高齢福祉課に提示すること。可能であればカロリー、塩分、たんぱく質も掲載。)
- ⑥ 衛生管理に注意を払い最善を尽くすこと、又衛生管理に起因して事故が起こった場合は十分な対応が取れるよう体制を整えておくこと
- ⑦ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、栄養士法(昭和22年法律第245号)、健康増進法(平成14年法律第103号)、調理師法(昭和33年法律第147号)等、事業に伴う関係法令等を遵守すること
- ⑧ 利用者は、1食あたり450円の食材費及び調理費相当額を負担する
(低所得者については1食あたり390円を負担する)
- ⑨ 市の委託料は、1食あたり450円とする(低所得者については1食あたり510円)
- ⑩ 配達中止
 - (1) 配食の前日の午前中までに連絡を受けた場合は、中止とすること
 - (2) 不在等で配達できなかった場合は、不在等の旨のメモを置くこと
(不在の理由を必ず確認すること)
- ⑪ 利用者から福祉の公的サービスの相談を受けた時は、高齢福祉課へ連絡すること